

平成24年度

温室効果ガス排出削減量連動型
中小企業グリーン投資促進事業費助成金

公 募 要 領

平成24年6月

一般社団法人 低炭素投資促進機構

助成金の申請及び受給をされる皆様へ

本事業で交付する助成金は、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

したがって、助成金の申請をされる方、及び申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分に御認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「G I O」という。）に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 助成金交付団体であるG I Oから助成金の交付決定通知を受ける前に、契約若しくは導入工事に着工（導入工事の全部又は一部を開始することをいう。以下同じ。）した設備については、助成金の交付対象とはなりません。
3. 助成事業により取得した、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該財産の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、事前に処分内容等についてG I Oの承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合、G I Oは助成金の受給者に対し必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとします。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。あわせて、新たな助成金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を講ずるとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 本事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

公募期間及び書類提出先

1. 公募期間

平成24年6月20日（水）～平成24年8月31日（金）

2. 書類提出先等

〒104-0033

東京都中央区新川1丁目5番18号 泉新川ビル6階

一般社団法人 低炭素投資促進機構 グリーン投資業務部 宛

TEL：03-6280-5798

FAX：03-6280-5796

※1) お問い合わせは、業務時間内（土・日・祝日を除く9：00～12：00 及び13：00～17：00）をお願いいたします。

※2) 上記以外の電話番号に御連絡いただいても、本事業に関するお問い合わせにはお答えできません。

3. 提出方法及び提出期限

申請書類の提出方法は、原則として書留等による郵送（配達記録付）により受付し、締切日必着とします。

提出期限：平成24年8月31日（金）（必着）

4. 資料の配付

G I Oのホームページにおいて、公募要領、申請書類その他の各種様式等をダウンロードしてください。

（G I OホームページURL： <http://teitanso.force.com/green>）

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金公募要領
目次

1. 事業概要
 - (1) 事業の背景及び目的
 - (2) 事業の概要
 - ①助成事業
 - ②助成事業者
 - ③助成対象期間
 - ④助成金の額
 - ⑤助成対象設備

2. 実施方法
 - (1) 事業の公募
 - (2) 事業の申請
 - (3) 申請の取下げ
 - (4) 交付の決定
 - (5) 交付額の確定
 - (6) 助成金の交付
 - (7) 助成事業の計画変更
 - (8) 実績報告
 - (9) 国内クレジットの取扱い
 - (10) 精算について
 - (11) 取得財産等の管理等
 - (12) 助成事業の完了
 - (13) 結果の公表
 - (14) 罰則・加算金等
 - (15) 個人情報の取扱い

3. 審査
 - (1) 審査方法
 - (2) 審査項目

4. 公募スケジュール

5. 申請手続

1. 事業概要

(1) 事業の背景及び目的

政府は、我が国が2008～2012年の第一約束期間における温室効果ガス排出量を、1990年比で6%削減することを約束した京都議定書の発効を受け、京都議定書目標達成計画（平成17年4月地球温暖化対策推進本部決定。）を策定しました。

京都議定書目標達成計画において、国全体で総力を挙げて温室効果ガスの排出削減目標達成に向けて取り組むことが求められている中、資金調達や技術等の制約があり、取組が十分に進んでいない中小企業等に対して低炭素型設備の導入を促す国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）（平成20年10月21日経済産業省・環境省・農林水産省決定。）が創設されました。

本事業は、国内クレジット制度の更なる活性化を図るため、低炭素型設備を導入した中小企業等に対して、当該設備の稼働により見込まれるCO₂排出削減見込量に応じて助成を行うことで、中小企業等による着実な排出削減を後押しするとともに、本事業を通じてGIOが取得した国内クレジット（京都議定書達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づき、自主行動計画に参加していない者が行う排出削減事業^(※)に対し、所要の手続きを通じて認証されるクレジットをいいます。）を大企業等へ売却することで、国内での資金環流を促し、環境と経済の両立を図ることを目的とするものです。

※) 設備更新又は設備導入等により温室効果ガス排出量の削減を行う事業をいいます。

(2) 事業の概要

① 助成事業

②の要件を満たす事業者が、⑤の要件に適合する設備を新規又は更新により導入する事業が助成の対象となります。

② 助成事業者

下記Ⅰ及びⅡは、助成の対象となる事業者の要件であり、いずれにも該当することが必要です。

- Ⅰ 国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（以下、単に「運営規則」という。）に規定する排出削減事業を行う者
- Ⅱ 自主行動計画^{*1}に参加していない企業
- Ⅲ 営利企業である場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者^{*2}

※2) 中小企業者の定義

- 卸売業

資本金等の額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
又は個人事業主

○サービス業

資本金等の額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
又は個人事業主

○小売業

資本金等の額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
又は個人事業主

○製造業、建設業、運輸業、上記以外の業種

資本金等の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
又は個人事業主

ただし、以下の業種については、下記の基準が適用されます。

○ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）

資本金等の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社
又は個人事業主

○ソフトウェア業又は情報処理サービス業

資本金等の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
又は個人事業主

○旅館業

資本金等の額が5千万以下又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社
又は個人事業主

※2) 京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づき、社団法人日本経済団体連合会（以下「日本経団連」という。）傘下の個別業種又は日本経団連に加盟していない個別業種が策定した個別業種単位での二酸化炭素排出削減計画をいいます。

③ 助成対象期間

助成対象期間は、助成対象設備の稼働開始（予定）日^{※1}から5年が経過する日^{※2}をいいます。

※1) 助成金の申請の際に提出する助成金申請書（温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程（低炭素機構（12-04）第717号。以下「交付規程」という。）様式第1）に記載する稼働開始（予定）日をいいます。また稼働開始（予定）日は、助成金の交付決定日以降である必要があります。

※2) 例えば、平成24年10月1日を稼働開始予定日とする場合は、平成29年9月末日までの期間が助成対象期間となります。

④ 助成金の額

助成対象期間の間において削減されることが見込まれる温室効果ガス排出削減見込量（エネルギー起源CO₂に係るものに限る。）に1t-CO₂ 当たり4千円を乗じた金額とします。ただし、助成金の額は設備の導入に要した経費の3分の1を上回ることはないものとします。

なお、温室効果ガスの排出削減見込量が年間50t-CO₂未達の事業は、原則助成の対象外とします。また申請時に提出していただく排出削減計画に記載する投資回収年数の算出においては、本助成金の額を考慮しなくて良いものとします。

⑤ 助成対象設備

申請時点において承認されている排出削減方法論^{*}を適用することができる設備を導入することが必要です。また、助成対象設備は、設備投資額に応じて設備導入を補助する他の国庫補助金の交付を受けていないものに限ります。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）により、導入設備の発電量を固定価格で買取る契約を行った設備については、対象となりません。

なお、GIOから助成金の交付決定通知を受ける前に導入に係る契約あるいは導入工事に着工した設備については、助成の対象外とします。また、導入する助成対象設備の稼働開始（予定）日は原則として平成25年1月末までのいずれかの日に設定してください。

※) 排出削減事業において適用される排出削減の方式ごとに、適用する技術、適用範囲、排出削減量の算定や当該算出根拠に係るモニタリング方法等を規定したものをいいます。

2. 実施方法

助成事業の実施については、交付規程によるほか、以下の規定によることとします。交付規程を御熟読の上、申請してください。

(1) 事業の公募

事業の公募開始に当たり、公募説明会を開催します。公募説明会の開催場所及び日時はG I Oのホームページにて公表します。

(2) 事業の申請

申請される事業者は、後掲する所定の様式に従い、申請書類一式を作成し、正1部をG I Oに提出してください。但し、排出削減事業計画（別紙2）及び助成対象期間の排出削減計画（別紙3）については正2部を提出してください。また、G I Oからの問い合わせに対応できるよう申請される事業者でも提出書類の副1部を保管して下さい。なお、申請は必ず事業者毎に行ってください（一の事業者が一の事業所で複数の設備を導入する場合はもちろんのこと、複数の事業所で複数の設備を導入する場合も同様です。）。

※) 代理・代行申請は受け付けません。必ず申請者御自身で申請してください。ただし、平成24年度においては、国の委託事業として国内クレジット制度に係る手続支援を行う事業者（以下「ソフト支援実施機関」という。）が申請手続を無料で支援します。申請者は別表1に記載するソフト支援実施機関を1社のみ選択し、担当者に連絡を取るようしてください。

なお、平成25年度以降、同様の委託事業が行われることが確実ではないため、運営規則における排出削減実績報告書の作成や、その審査費用を助成事業者にご負担いただくことがあることをお含み置きください。

(3) 申請の取下げ

申請を行った事業者は、当該申請を取り下げようとする場合、事前に助成金申請取下届出書（交付規程様式第2）をG I Oに提出し、G I Oの承認を受ける必要があります。

(4) 交付の決定

G I Oは、申請された事業が交付の要件等を満たしており、助成金を交付すべきものと認められるものについて、審査を行った上で、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書（交付規程様式第3）により申請者に通知します。（交付決定の通知その他のG I Oからの連絡等は、すべて「担当者連絡先」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メールアドレス宛に行います。また、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、採択しないことがあります。）

なお、助成事業の採否の決定に当たっては、「3. 審査（P. 10参照）」に基づき審査を行います。

（5）交付額の確定

G I Oは、助成事業者が申請時に提出する助成対象期間の排出削減計画に対して、運営規則に定める審査機関が審査報告書を発行し、導入工事完了届出書（交付規程様式第4）における設備の導入に要した経費の明示を受けた後、速やかに交付額を確定し、交付額決定通知書（交付規程様式第5）により、その旨を助成事業者に通知します。また助成金の上限額は、導入工事完了届出書（交付規程様式第4）に記載された設備投資額に基づいて決定します。

なお、交付すべき助成金の額は助成金申請書（交付規程様式第1）に記載した助成金見込額を超えて交付することはありません。また毎年度末時点における排出削減実績報告書において、見込みを上回る排出削減実績が得られた場合でも、交付額に増額して助成することはありません。

（6）助成金の交付

G I Oは、助成事業者から導入工事完了届出書（交付規程様式第4）及び助成対象設備の導入に係る契約書等を受領した後、速やかに当該助成事業者に対し、助成金の支払を行います。ただし、契約書等ではなく注文書等で導入工事を行った場合、導入工事が完了したことを確認できる書類も併せて提出してください。

なお、リース業者等との間で締結したリース契約等に基づき設備導入を行う場合、リース業者等に助成金を交付します。その場合、申請者とリース業者等とが共同申請し、導入工事が完了した後、前述の導入工事完了届出書及び必要書類に加え、リース契約書等及び助成事業期間のリース料から助成金相当分が減額されることを証明できる書類を提示してください。

（7）助成事業の計画変更

助成事業者は、交付決定の通知を受けた日以降、申請時の助成事業の内容、助成対象設備の導入工事完了予定日、稼働開始予定日等を変更、助成事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前にG I Oの承認を受ける必要があります。

なお、何らかの理由により温室効果ガス排出削減見込量が増加する場合であっても、助成金額の増額は認められません。

（8）実績報告

助成事業者は、助成対象期間の間、原則として平成25年3月末時点及び平成26年3月末時点、平成27年3月末時点、平成28年3月末時点、助成対象期間の最終日時点の

5回に分けて、排出削減実績報告書（別添をご参照）を提出し、国内クレジットの認証を受けてください。

（9）国内クレジットの取扱い

当該助成事業により助成対象期間に創出された温室効果ガス排出削減量（CO₂に係るクレジットのみ）に相当する国内クレジットについては、全てG I Oが取得するものとし、助成事業者は排出削減実績報告書を5回提出していただく際、その都度国内クレジットの認証手続きを行ってください。

なお、平成25年度以降、国内クレジット制度が継続あるいは新たな制度に承継された場合、新たな制度に則って、別途クレジットの認証手続きを行い、クレジットの認証を受けてください。

（10）精算について

G I Oは、排出削減実績報告書上の実際に削減された温室効果ガスの量（以下、「実績値」という。）が、交付額の算出根拠となった温室効果ガス排出削減見込量（以下、単に「見込み量」という。）を下回っていないかを確認し、必要に応じて現地調査及び助成事業者に対して指導を行います。

また、見込み量に対する実績値の未達量については、排出削減実績報告書の事業期間毎に未達量のチェックを実施し、全ての排出削減実績報告書の提出を終えた時点で、見込み量に対する実績値の割合に応じて助成金を返還いただきます。返還金額については、別表2をご確認ください。ただし、G I Oが認める特別の事情があった場合は、この限りではありません。

平成25年度以降、国内クレジット制度が継続あるいは新たな制度に承継された場合、新たな制度に則って再度見込み量を算出していただき、新たな制度に則って算出される実績値との乖離幅をチェックしていただくことになります。

（11）取得財産等の管理等

助成事業者は、取得財産等について、助成対象期間の間、善良な管理者の注意をもって管理し、その実施内容、体制等を十分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、助成金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理に当たっては、助成対象期間に取得財産等を処分しようとするときは、事前にG I Oの承認を受ける必要があります。

したがって、助成事業者において、処分又は処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に財産処分承認申請書（交付規程様式第7）をG I Oに提出してください。

(12) 助成事業の完了

助成事業は、その設備の稼働開始（予定）日から5年が経過した日をもって完了とします。

(13) 結果の公表

G I Oは、助成金の交付決定後に、申請件数、採択件数、助成事業者名、事業概要等をG I Oのホームページで公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

(14) 罰則・加算金等

万一、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、交付規程及びこの公募要領に違反があった場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- 交付規程及びこの公募要領による交付決定の取消、助成金の返還、加算金の計算及び納付並びに延滞金の納付。
- 助成事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(15) 個人情報の取り扱い

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用するほか、G I Oが開催するセミナー、シンポジウム、制度改善のためのアンケート調査、公募説明会等の御連絡において、利用させていただくことがあります。

3. 審査

(1) 審査方法

G I Oは、助成金申請書に記載された事業内容等について審査を行い、採択案件を選定します。その際、必要に応じて申請者に対しヒアリング等を行うことがあります。

なお、採択は予算の範囲内で行うこととなるため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがあります。

(2) 審査項目

下記の項目について審査を行い、採択者を決定します。

- 助成事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 排出削減事業から創出される国内クレジットの認証が確実であること。
- 申請者の財務状況に大きな問題のないこと。

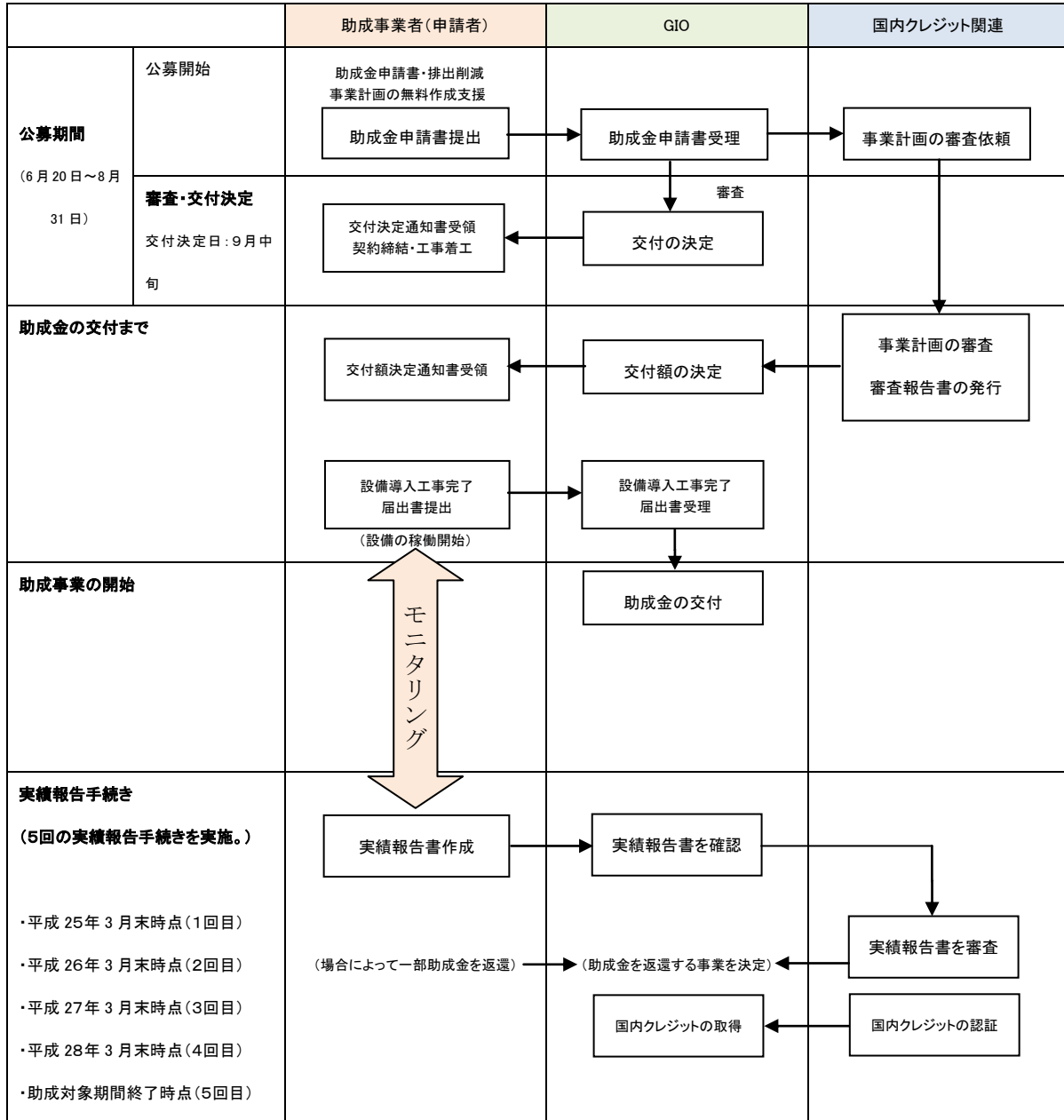
その他、政策的意義に基づき、採択者の決定を行います。なお、採択結果の内容に関するお問い合わせについては応じかねます。

4. 公募スケジュール

公募期間：平成24年6月20日（水）～平成24年8月31日（金）

採択審査：平成24年9月中旬

交付決定：平成24年9月中旬



5. 申請手続

下記の資料を番号順にA4版で、正各1部ずつ提出して下さい。但し、排出削減事業計画（別紙2）及び助成対象期間の排出削減計画（別紙3）については、正2部を提出して下さい。

- (1) 提出書類チェックシート
- (2) 助成金申請書【交付規程様式第1】
- (3) 申請概要表【別紙1】
- (4) 排出削減事業計画【別紙2】
- (5) 助成対象期間の排出削減計画【別紙3】
- (6) 事前確認チェックシート【別紙4】
- (7) 添付資料
 - ・申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）
 - ・財務諸表など財務状況が分かる資料（直近3カ年分）
 - ・宛名を明記した返信用封筒（切手不要）
 - ・導入予定設備の仕様等が分かる資料（カタログ等）

※1) 審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

※2) 提出書類の返却はいたしません。

※3) 公募締め切り後における書類の変更・追加等は受け付けません。

【提出書類チェックシート】

- 助成事業の申請書類を提出する際は、以下の要領に従った提出書類の確認を行ってください。
- 本チェックシートを用いて、申請に必要な提出書類を確認してください。
- チェックした提出資料を1部ずつ提出して下さい。但し、排出削減事業計画（別紙2）及び助成対象期間の排出削減計画（別紙3）については、正2部を提出してください。様式第1及び別紙1～3をそれぞれA4サイズ用の紙に出力し、添付資料（返信用封筒を除く。）と共にチェックシートの項目順に書類を揃え、チェックシートと併せて綴じた上で提出してください。（チェックシートは提出書類（正副各一部）の先頭に綴じ込むこと。また、返信用封筒は綴じ込まずに添付して提出すること。）

様式等番号	提出書類名	部数	チェック
様式第1	助成金申請書	1	
別紙1	申請概要表	1	
別紙2	排出削減事業計画	2	
別紙3	助成対象期間の排出削減計画	2	
別紙4	事前確認チェックシート	1	
添付資料	申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）	1	
	財務諸表など財務状況が分かる資料（直近3カ年分）	1	
	導入予定設備の仕様等が分かる資料（カタログ等）	1	
	宛名を明記した返信用封筒（角2サイズ、切手不要）	1	

※1）審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

※2）提出書類の返却はいたしません。

※3）代理・代行申請は受け付けておりません。必ず申請者御自身で申請してください。

ただし、国内クレジットの手續支援を行うソフト支援実施機関が申請手續を無料で支援します。申請者は別表1に記載するソフト支援実施機関を1社のみ選択し、担当者連絡を取るようになしてください。

(様式第1)

番 号
年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成24年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業
費助成金申請書

温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金交付規程(低炭素機構(12-04)第717号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり平成24年度温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費助成金の交付を申請します。

記

1. 助成事業の内容

2. 助成事業の目的

3. 助成金交付申請額

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 助成事業による温室効果ガス排出削減見込量(5年分) | t-CO2 |
| (2) 助成金交付見込額 | 千円 |

注) 3(2)の助成金交付見込額は、交付の見込額であって、最終的な交付額ではありません。申請書類別紙3の助成対象期間の排出削減計画に対して運営規則が定める審査機関が発行する審査報告書における温室効果ガス排出削減見込量に基づき、最終的な交付額を決定します。

4. 助成対象設備の導入工事着工予定日

平成 年 月 日

5. 助成対象設備の導入工事完了予定日

平成 年 月 日

6. 助成対象設備の稼働開始予定日

平成 年 月 日

(注) この申請書には、公募要領に定める書類を別途添付すること。

※ この助成金は、経済産業大臣が定めた温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業費補助金交付要綱（平成24・04・04財産第13号）に基づく国庫補助金を助成事業者に交付するものです。

(別紙1)

申請概要表

1. 申請の概要

申請者名			
申請者の種別	1. 中小企業者 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 個人事業主	2. その他 ()	
従業員数 (人)		資本金又は出資金の額 (円)	
主たる業種		設立年月日	年 月 日
他の国庫補助金の受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
自主行動計画への参加の有無	<input type="checkbox"/> 参加している <input type="checkbox"/> 参加していない		

(リース契約等による設備導入の場合、リース業者等を共同申請者として記載)

共同申請者名			
住所			
担当者氏名			
部署・役職名			
電話番号		Fax 番号	
E-mail			
リース業者の リース保険契 約の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

2. 助成事業を実施する事業所

事業所名			
事業所住所			
電話番号		Fax 番号	
E-mail			

※ 複数の事業所における助成事業について申請する場合は、必要に応じて欄を設けて記載すること。

3. 申請担当者

担当者氏名			
部署・役職名			
住所			
電話番号		Fax 番号	
E-mail			

4. ソフト支援実施機関

事業者名			
住所			
担当者氏名			
部署・役職名			
電話番号		Fax 番号	
E-mail			

(別紙2)

排出削減事業 計画

排出削減事業の名称：

排出削減事業者名：	印
-----------	---

排出削減事業共同実施者名：	印
---------------	---

その他関連事業者名：	印
------------	---

申請日： 年 月 日

目次

1	排出削減事業者の情報	20
2	排出削減事業概要	21
2.1	排出削減事業の名称	21
2.2	排出削減事業の目的	21
2.3	温室効果ガス排出量の削減方法	21
2.4	排出削減事業に関わる設備（詳細）	22
3	排出削減量の計画	24
4	国内クレジット認証期間	24
5	活動量・原単位	25
5.1	活動量・原単位	25
5.2	活動量の採用根拠	25
6	温室効果ガス排出削減量の算定	26
6.1	排出削減事業に適用する排出削減方法論	26
6.2	選択した方法論がこの排出削減事業に適用できる理由	26
6.3	事業の範囲（バウンダリー）	26
6.4	ベースライン排出量の算定	26
6.5	リーケージ排出量の算定	26
6.6	事業実施後排出量の算定	26
6.7	温室効果ガス排出削減量の算定	26
6.8	追加性に関する情報	27
7	モニタリング方法の詳細	28
7.1	モニタリング対象	28
7.2	モニタリング対象の QA/QC	28
8	省エネルギー量の予測	29
9	再生可能エネルギー利用量の予測	30

1 排出削減事業者の情報

排出削減事業者									
会社名									
代表者氏名									
役職									
排出削減事業者の自主行動計画への参加の有無	<input type="checkbox"/> 参加している <input type="checkbox"/> 参加していない								
排出削減事業者の省エネ法報告対象	<input type="checkbox"/> 対象である <input type="checkbox"/> 一種 <input type="checkbox"/> 二種 <input type="checkbox"/> 対象でない								
省エネ法特定事業者番号 又は特定連鎖化事業者番号（注1）	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>								
排出削減事業を実施する事業所（複数の事業所で実施する場合、行を挿入し全事業所を記載すること）									
事業所名									
住所									
電話番号									
省エネ法指定工場番号（注2）	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>								
排出削減事業担当者									
担当者氏名									
部署・役職名									
E-mail									
電話番号	Fax 番号								
住所									
排出削減事業共同実施者（国内クレジット保有予定者）（複数の排出削減事業共同実施者がいる場合、行を挿入し全ての共同実施者を記載すること）									
排出削減事業 共同実施者名									
担当者氏名									
部署・役職名									
E-mail									
電話番号	Fax 番号								
住所									
排出削減事業共同 実施者の役割									
国内クレジットの 使用用途	<input type="checkbox"/> 自主行動計画の目標達成に用いる <input type="checkbox"/> 試行排出量取引スキームの目標達成に用いる <input type="checkbox"/> 共同省エネルギー事業の報告に用いる <input type="checkbox"/> 調整後温室効果ガス排出量の報告に用いる <input type="checkbox"/> その他（ ）								

省エネ法特定事業者番号 又は特定連鎖化事業者番号（注1）							
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

その他関連事業者（注3）（複数の関連事業者がいる場合、行を挿入し全ての関連事業者を記載すること）			
関連事業者名			
担当者氏名			
部署・役職名			
E-mail			
電話番号		Fax 番号	
住所			
関連事業者の役割			

（注1）省エネ法特定事業者もしくは特定連鎖化事業者である場合、その指定番号を記載すること。

（注2）省エネ法第一種もしくは第二種エネルギー管理指定工場である場合、その指定番号を記載すること。

（注3）その他関連事業者とは、排出削減事業共同実施者とは別に、排出削減に寄与する設備機器の生産・販売者、国内クレジットの創出コストの低減を図る事業の集約を行う者等をいう。

2 排出削減事業概要

2.1 排出削減事業の名称

2.2 排出削減事業の目的

2.3 温室効果ガス排出量の削減方法

（備考）排出削減事業に関わる設備について記入する。

例）高効率設備への更新

注）設備更新の場合は、次の様式に従って、排出削減事業に関わる設備について記載のこと。

(排出削減事業実施前の設備概要)

(排出削減事業実施後の設備概要)

2.4 排出削減事業に関わる設備（詳細）

(排出削減事業実施前の設備)

設備名称 (メーカー・型番)	
設備導入時期	
法定耐用年数	
直近の法定検査受審日	
設備効率	

設備名称 (メーカー・型番)	
設備導入時期	
法定耐用年数	
直近の法定検査受審日	
設備効率	

設備名称 (メーカー・型番)	
設備導入時期	
法定耐用年数	
直近の法定検査受審日	
設備効率	

設備名称 (メーカー・型番)	
設備導入時期	
法定耐用年数	
直近の法定検査受審日	
設備効率	

(排出削減事業場所の画像)

(排出削減事業実施後の設備)

設備名称(メーカー・型番)	
法定耐用年数	
設備効率	

設備名称(メーカー・型番)	
法定耐用年数	
設備効率	

設備名称(メーカー・型番)	
法定耐用年数	
設備効率	

設備名称(メーカー・型番)	
法定耐用年数	
設備効率	

(備考)設備導入又は更新以外の手法・技術等による排出削減方法について記入する。

例) 間欠運転の実施

注) 間欠運転を実施する場合は、当該方式の導入に関わる設備、運転体制について記載のこと。

3 排出削減量の計画

年	ベースライン排出量 (tCO2/年)	事業実施後排出量 (tCO2/年)	排出削減量(tCO2/年)
2008年度			
2009年度			
2010年度			
2011年度			
2012年度			
合計			

4 国内クレジット認証期間

事業開始日 年 月 日

終了予定日 年 月 日

注 1) 事業開始日は、排出削減事業において、導入や更新をする設備や施設の設置工事や稼働試験が終了し、本格稼働を予定している時期を記載すること。

注 2) 終了予定日は、最大で 2013 年 3 月 31 日までとすること。

5 活動量・原単位

適用する排出削減方法論について、活動量を用いている場合に記載する。

5.1 活動量・原単位

対象	活動量	原単位

5.2 活動量の採用根拠

6 温室効果ガス排出削減量の算定

6.1 排出削減事業に適用する排出削減方法論

方法論番号	方法論名称

(複数の方法論を採用する場合、必要に応じて欄を設け記載すること)

注1) 電力の炭素排出係数を使用する場合は、6.4ベースライン排出量算定の項または、6.6事業実施後排出量算定の項において、係数の選択理由等を記載すること。

注2) 複数の方法論を採用する場合は、方法論ごとに排出削減量の計算結果を記入すること。

6.2 選択した方法論がこの排出削減事業に適用できる理由

注) 申請の排出削減事業が、方法論の適用条件に合致していることを説明すること。

6.3 事業の範囲 (バウンダリー)

注) 設備については、申請者の有する設備を個別具体的に記載すること。

6.4 ベースライン排出量の算定

注) 排出削減方法論 3.(1)のベースライン排出量の考え方を記載するとともに、(2)ベースラインエネルギー使用量及び(3)ベースライン排出量を算出すること。

6.5 リークージ排出量の算定

注) 排出削減方法論 4.に定める算定式に従い、リークージ排出量を算出すること。

6.6 事業実施後排出量の算定

注) 排出削減方法論 5.に定める算定式に従い、事業実施後排出量を算出すること。

6.7 温室効果ガス排出削減量の算定

注) 排出削減方法論 6.に定める算定式に従い、温室効果ガス排出削減量を算出すること。

6.8 追加性に関する情報

6.8.1 基本的情報

排出削減事業の実施は、法的な要請に基づくものか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
設備更新を行わなかった場合、既存設備は継続して利用できるか？	<input type="checkbox"/> 利用できる <input type="checkbox"/> 利用できない

注) ここでいう「法的な要請」とは、法令等の規定に基づき、設備更新等を行った結果、排出量が削減される場合における、当該法律を指す。

6.8.2 補助金に関する情報

補助金交付主体	補助金額 (千円)	補助金名称・採択年度

注) 国や自治体等から交付される補助金のうち、交付の対象が排出量削減事業における設備投資の場合について記載すること。

6.8.3 投資回収に関する情報

設備

(単位：千円)

設備投資額	
補助金額	
純投資額	

※補助金額には、当該助成金交付見込額を含みません。

既存設備のランニングコスト

過去1年間のエネルギーコスト	
過去1年間のランニングコスト	
既存設備のランニングコスト総額	

更新後設備のランニングコスト

プロジェクト実施後のエネルギーコスト	
プロジェクト実施後のランニングコスト	
プロジェクト実施後に発生するコスト	
投資回収年数	年

6.8.4 その他の障壁に関する情報

7 モニタリング方法の詳細

7.1 モニタリング対象

項目	定義	単位	排出削減量算定時に使用した値	モニタリング方法	記録頻度	データ記録方法 (電子媒体・紙媒体)	データ 保管 期限	備考

7.2 モニタリング対象の QA/QC

項目	QA/QC 手順
	•
	•
	•
	•
	•
	•

注 1) データの保管期限は、排出削減事業の終了予定日を下ることはできない。

注 2) データ保管方法については、管理担当者及びその具体的保管方法について記載する。

8 省エネルギー量の予測

	単位	2008 年度		2009 年度		2010 年度		2011 年度		2012 年度		合計	
		ベース ライン	予測	ベース ライン	予測	ベース ライン	予測	ベース ライン	予測	ベース ライン	予測	ベース ライン	予測
輸入原料炭	t/年												
国産一般炭	t/年												
輸入一般炭	t/年												
輸入無煙炭	t/年												
コークス	t/年												
原油	kl/年												
ガソリン	kl/年												
ナフサ	kl/年												
ジェット燃料	kl/年												
灯油	kl/年												
軽油	kl/年												
A重油	kl/年												
B重油	kl/年												
C重油	kl/年												
潤滑油	kl/年												
その他石油製品	t/年												
その他重質石油製品	t/年												
オイルコークス	t/年												
L P G	t/年												
天然ガス	千m ³ /年												
L N G	t/年												
都市ガス	千m ³ /年												
購入電力	kWh/年												

9 再生可能エネルギー利用量の予測

	単位	2012年度 (予測)	2013年度 (予測)	2014年度 (予測)	2015年度 (予測)	2016年度 (予測)	2017年度 (予測)	合計 (予測)
バイオマス利用量	t/年							
バイオマス熱利用量	GJ/年							
太陽光発電量	kWh/年							
温泉熱・温泉排熱利用量	GJ/年							
バイオコークス利用量	t/年							
太陽熱利用量	GJ/年							
小水力発電量	kWh/年							
雪氷融解水熱利用量	GJ/年							
風力発電量	kWh/年							
バイオディーゼル燃料使用量	kl/年							

(別紙3)

助成対象期間の排出削減計画

排出削減事業者名：	印
排出削減事業共同実施者名：	印
その他関連事業者名：	印

申請日 年 月 日

本資料に記載された内容は、別紙2の排出削減事業計画に基づき導入した設備が助成対象期間において削減する温室効果ガスの削減見込み量であります。

1. 排出削減量の計画

年	ベースライン排出量 (tCO2/年)	事業実施後排出量 (tCO2/年)	排出削減量(tCO2/年)
2012年度			
2013年度			
2014年度			
2015年度			
2016年度			
2017年度			
合計			

2. 国内クレジット認証期間

事業開始日 年 月 日

終了予定日 年 月 日

注1) 事業開始日は、排出削減事業において、導入や更新をする設備や施設の設置工事や稼働試験が終了し、本格稼働を予定している時期を記載すること。

注2) 終了予定日は、助成対象期間最終日とすること。

4. 省エネルギー量の予測

	単位	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		合計	
		ベースライン	予測	ベースライン	予測	ベースライン	予測	ベースライン	予測	ベースライン	予測	ベースライン	予測	ベースライン	予測
輸入原料炭	t/年														
国産一般炭	t/年														
輸入一般炭	t/年														
輸入無煙炭	t/年														
コークス	t/年														
原油	kl/年														
ガソリン	kl/年														
ナフサ	kl/年														
ジェット燃料	kl/年														
灯油	kl/年														
軽油	kl/年														
A重油	kl/年														
B重油	kl/年														
C重油	kl/年														
潤滑油	kl/年														
その他石油製品	t/年														
その他重質石油製品	t/年														
オイルコークス	t/年														
LPG	t/年														
天然ガス	千m ³ /年														
LNG	t/年														
都市ガス	千m ³ /年														
購入電力	kWh/年														

5. 再生可能エネルギー利用量の予測

	単位	2012年度 (予測)	2013年度 (予測)	2014年度 (予測)	2015年度 (予測)	2016年度 (予測)	2017年度 (予測)	合計 (予測)
バイオマス利用量	t/年							
バイオマス熱利用量	GJ/年							
太陽光発電量	kWh/年							
温泉熱・温泉排熱利用量	GJ/年							
バイオコークス利用量	t/年							
太陽熱利用量	GJ/年							
小水力発電量	kWh/年							
雪氷融解水熱利用量	GJ/年							
風力発電量	kWh/年							
バイオディーゼル燃料使用量	kl/年							

(別紙4)

事前確認チェックシート

年 月 日

一般社団法人 低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

申請者 住 所
名 称
代表者等名 印

ソフト支援実施機関 住 所
名 称
代表者等名 印

ソフト支援実施機関から以下の項目についてご説明いただき、以下各項目のチェック欄にチェックした項目について理解し、了承しました。

(申請者は各項目の内容を理解した上で、□内に✓を入れて下さい。)

- ① 助成金の申請者が一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「G I O」という。）に提出する書類は、その内容に虚偽の記述は行わないでください。

申請者 ソフト支援実施機関

- ② G I Oから助成金の交付決定通知を受ける前に導入に係る契約あるいは導入工事に着工した設備については、助成の対象外となります。

申請者 ソフト支援実施機関

- ② 導入する助成対象設備は平成25年1月末までに稼働開始して下さい。

申請者 ソフト支援実施機関

- ④ 採択は予算の範囲内で行うこととなるため、要件を満たしている場合であっても不採

択となることがあります。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑤ 交付額の確定は、助成事業者が申請時に提出する助成対象期間の排出削減計画に対して、運営規則に定める審査機関が審査報告書を発行し、導入工事完了届出書（交付規程様式第4）における設備の導入に要した経費の明示を受けた後、審査報告書に記載された温室効果ガス排出削減見込量に基づき、交付額を確定します。また助成金の上限額は、導入工事完了届出書（交付規程様式第4）に記載された設備投資額に基づいて決定します。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑥ 交付すべき助成金の額は助成金申請書に記載した助成金見込額を超えて交付することはありません。また排出削減実績報告書において、見込みを上回る排出削減実績が得られても、交付額に増額して助成することはありません。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑦ リース業者等との間で締結したリース契約等に基づき設備導入を行う場合、助成金はリース業者等に交付されるため、助成事業期間のリース料から助成金相当分が減額されるリース契約等を締結して下さい。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑧ 助成事業者は、助成対象期間の間、原則として平成25年3月末時点及び平成26年3月末時点、平成27年3月末時点、平成28年3月末時点、助成対象期間の最終日時点の5回に分けて、排出削減実績報告書をGIOに提出し、国内クレジットの認証を受けて下さい。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑨ 平成25年度以降、国内クレジット制度が継続あるいは新たな制度に承継された場合、新たな制度に則って、クレジットの認証手続きを行って下さい。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑩ 平成25年度以降、国内クレジット制度に係る手続支援を行う委託事業が行われることが確実でないため、運営規則における排出削減実績報告書の作成や、その審査費用を助成事業者にご負担いただくことがあることをお含み置きください。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑪ 排出削減実績報告書を提出していただく際、直近の財務諸表あるいはそれに準ずる書類をあわせてG I Oに提出してください。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑫ 排出削減実績報告書上の実際に削減された温室効果ガスの量（以下、「実績値」という。）と交付額の算出根拠となった温室効果ガス排出削減見込量（以下、単に「見込み量」という。）との乖離については、排出削減実績報告書の事業期間毎に乖離幅のチェックを実施し、全ての排出削減実績報告書の提出を終えた時点で、見込み量に対する実績値の割合に応じて助成金を返還いただきます。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑬ 助成事業により取得等をした財産を、助成対象期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてG I Oの承認を受けなければなりません。

申請者 ソフト支援実施機関

- ⑭ 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給したことが認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取消しを行うとともに、加算金を加えて受領済を返還していただくこととなります。あわせて、新たな助成金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を講ずるとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。

申請者 ソフト支援実施機関

以上

別表1 ソフト支援実施機関一覧

<経済産業省委託事業者>

ソフト支援事業者	お問い合わせ先	担当者
日本テピア株式会社 (再委託先) 株式会社 FT カーボン	(東京本社) TEL: 03-6721-5505 E-mail: sumiyamamt@tepia.co.jp (大阪本社) TEL: 06-6533-8018 E-mail: kinouchirt@tepia.co.jp TEL: 03-6695-0089 E-mail: fuji.masataka@ftcarbon.co.jp	住山(スミヤマ) 木内(キノウチ) 富士(フジ)
全国中小企業団体中央会 (再委託先) 石川県中小企業団体中央会 一般社団法人国内クレジット事業支援センター 株式会社あらたサステナビリティ認証機構 一般社団法人地域カーボンネットワーク協会	TEL: 03-3523-4902 E-mail: koku-cre@mail.chuokai.or.jp TEL: 076-267-7711 E-mail: kaji@icnet.or.jp TEL: 03-3581-9060 E-mail: info@kokunai-shien.jp TEL: 03-3546-8430 E-mail: aarata.j-credit@jp.pwc.com TEL: 03-6228-6850 E-mail: cre-jcdm@kankyo-keizai.jp	栗原(クリハラ) 梶川(カジカワ) 岩倉(イワクラ) 関(セキ) 石川(イシカワ) 春永(ハルナガ) 尾崎(オザキ) 設楽(シダラ)
日本商工会議所 (再委託先) 株式会社排出権取引市場 環境経済株式会社 マイクライメイトジャパン株式会社	TEL: 03-3283-7836 E-mail: sangyo2@jcci.or.jp TEL: 03-3507-5280 E-mail: contact@jcx.co.jp TEL: 03-6228-6850 E-mail: cre-jcdmi@kankyo-keiza.jp TEL: 03-6228-3616 E-mail: info@myclimate.jp	神山(カミヤマ) 村木(ムラキ) 西澤(ニシザワ) 尾崎(オザキ) 設楽(シダラ) 服部(ハットリ) 清家(セイケ)

<地方経済産業局委託事業者>

ソフト支援事業者	お問い合わせ先	担当者
北海道経済産業局 (委託先) 北電総合設計株式会社	TEL: 011-261-6545 E-mail: sinohara-nobu@hokuss.co.jp E-mail: t-fujita@hokuss.co.jp	篠原 (シノハラ) 藤田 (フジタ)
中部経済産業局 (委託先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (再委託先) 株式会社ウェイストボックス	TEL: 052-203-5322 E-mail: masakazu.sasaki@murc.jp E-mail: rie.matsuda@murc.jp TEL: 052-265-5902 E-mail: suzuki@wastebox.net	佐々木 (ササキ) 松田 (マツダ) 鈴木 (スズキ) 小川 (オガワ)
中国経済産業局 (委託先) 中電技術コンサルタント株式会社 (再委託先) 株式会社グリーンテクノロジー	TEL: 082-256-3352 E-mail: hirao@cecnet.co.jp E-mail: nmurakam@cecnet.co.jp TEL: 050-2018-0270 E-mail: saeki@green2050.co.jp	平尾 (ヒラオ) 村上 (ムラカミ) 佐伯 (サエキ)
四国経済産業局 (委託先) 四電技術コンサルタント	TEL: 087-877-2220 E-mail: s-niimi@yon-c.co.jp E-mail: ka-hashimoto@yon-c.co.jp	新見 (ニイミ) 橋本 (ハシモト)
九州経済産業局 (委託先) 環境テクノス株式会社 (再委託先) 株式会社プロテクノエンジニア 財団法人鹿児島県環境技術協会	TEL: 093-883-0982 E-mail: iwamoto@kan-tec.co.jp , matsuda_shintaro@kan-tec.co.jp , takeshita-akiyoshi@kan-tec.co.jp , hakomori@kan-tec.co.jp TEL: 093-654-5080 E-mail: okamura@protechno-eng.com TEL: 099-202-0128 E-mail: shimizu@kagoshima-env.or.jp	岩本 (イワモト) 松田 (マツダ) 武下 (タケシタ) 箱森 (ハコモリ) 岡村 (オカムラ) 清水 (シミズ)
沖縄経済産業部 (委託先) 一般財団法人沖縄県環境科学センター	TEL: 098-866-1759 E-mail: furuie@okikanka.or.jp	古家 (フルイエ)

(再委託先) NPO 沖縄県環境管理技術センター	TEL: 098-853-3739 E-mail: chigiken@aria.ocn.ne.jp	名嘉 (ナカ)
-----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

【公募説明会に関するお問い合わせ先】

〒104-0033

東京都中央区新川1丁目5番18号 泉新川ビル6階

一般社団法人 低炭素投資促進機構 グリーン投資業務部

TEL: 03-6280-5798

FAX: 03-6280-5796

E-mail: green@teitanso.or.jp

ホームページ URL : <http://teitanso.force.com/green>

別表2 助成金の返還金額について

見込み量に対する実績値の割合	返還いただく助成金額
100%以上	0
95%以上100%未満	0
90%以上95%未満	見込み量の5%相当の助成金
85%以上90%未満	見込み量の10%相当の助成金
80%以上85%未満	見込み量の15%相当の助成金
75%以上80%未満	見込み量の20%相当の助成金
70%以上75%未満	見込み量の25%相当の助成金
65%以上70%未満	見込み量の30%相当の助成金
60%以上65%未満	見込み量の35%相当の助成金
55%以上60%未満	見込み量の40%相当の助成金
50%以上55%未満	見込み量の45%相当の助成金
45%以上50%未満	見込み量の50%相当の助成金
40%以上45%未満	見込み量の55%相当の助成金
35%以上40%未満	見込み量の60%相当の助成金
30%以上35%未満	見込み量の65%相当の助成金
25%以上30%未満	見込み量の70%相当の助成金
20%以上25%未満	見込み量の75%相当の助成金
15%以上20%未満	見込み量の80%相当の助成金
10%以上15%未満	見込み量の85%相当の助成金
5%以上10%未満	見込み量の90%相当の助成金
0%以上5%未満	見込み量の95%相当の助成金